

令和8年度「青森港 暮らしのマルシェ」出店に関するガイドライン

【青森港 暮らしのマルシェ】

農林水産物の販売促進、観光誘客、地域経済の活性化を図る地域資源を活用した、青森市の魅力を全国に発信する新たなプロモーションとして、青森市協力のもと民間が立ち上げた青森地域資源活用プロモーション実行委員会で運営するプロジェクト事業です。

柳町通りを中心に、暮らしを支え多様な価値観を創造するマルシェとして文化が形成され、定期開催の実現を目指し昨年度から社会実証実験として開催しています。

1.出店者について

- (1)「青森港 暮らしのマルシェ」のコンセプトに合った出店者として実行委員会に選考された方
- (2)学生の出店を歓迎しております。ただし、監督者の登録が必要です。
- (3)パフォーマンスでの参加は無料になります。音響・照明等の設備につきましては、実行委員会では提供しておりません。出店者ご自身でご準備ください。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用する者は出店できません。

2.出店料について

出店料の振り込みについて、振り込み案内後2週間以内、または開催1ヶ月前までにお支払いください。出店料を支払い後、キャンセルした場合でも出店料の返金には一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

※支払い後であっても、実行委員会から出店をお断りする場合は、出店料は返金いたしません。

3.出店場所について

出店場所は実行委員会にて事前に決めさせていただきます。お申し込み時にご希望を伺いますが、希望者多数の場合はご要望にお応えできない場合もあります。

4.出店内容について

農林水産物・特産品販売、飲食販売、伝統工芸品・ワークショップ、クラフト販売・ワークショップ、古道具・書籍販売、演劇・ダンス・音楽アートパフォーマンスなど。

その他、実行委員会が妥当と判断させていただいたもの。

*事前に「青森港 暮らしのマルシェ」ホームページなどで出店者紹介を行います。

5.厳守事項について

以下の事項は、当マルシェにおける厳守事項です。

いずれかに違反された場合は、実行委員会の判断により即時退去していただくことがあります。

その際、出店料の返金には一切応じかねます。

また、以下の事項に関連して発生した事故・トラブルなどについては、すべて当事者の責任とし、

実行委員会は一切の責任を負いません。

(1)会場内での政治活動、宗教の勧誘、連鎖販売取引、その他実行委員会が不当と判断した出店は認めません。

(2)来場者及び出店者間での傷害等暴力行為があり、開催が難しくなった場合、青森地方裁判所に申し立てをし、当事者に対して損害賠償を請求します。

(3)当マルシェ内での販売商品、対人・対物、傷害、金銭に関するトラブルにつきましては、出店者とお客様の間で直接解決していただくものとし、実行委員会は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

(4)運営管理のため、当日の開始時及び終了時には必ず本部及びエリアマネージャーへ、出店開始と終了の旨を申告してください。

開始時： 出店開始の申告を行わずに設営を始めることはできません。

終了時： 出店終了の申告をもって当日の全行程終了となります。無断での撤収・帰宅は、次回以降の出店をお断りする対象となりますのでご注意ください。

(5)食中毒が発生した場合は実行委員会に報告し、指示に従ってください。衛生管理には十分注意をお願いします。

(6)品物の販売に必要な法律等に係る表示を適正に行ってください。

(7)品物の販売に必要な法律等に係る許可・届出を証するものを必ず店頭に掲示してください。

(8)出店物等の先送りや保管は出来ません。

(9)出店物の搬入・設営・撤去の準備は指定された時間内に各出店者で行ってください。

(10)商品の展示・管理・対応・販売は各出店者で行ってください。

(11)自店で飲食したお客様用のゴミ袋及びゴミ箱を設置し、そこへ捨ててもらうようお声掛けをお願いします。

昨年、マルシェ会場付近の町内ゴミ集積所へ、出店者がゴミを投棄する事案が発生いたしました。当マルシェは地域住民の方々のご協力により成り立っており、このような行為は信頼関係を著しく損なう重大な規約違反です。

・自店で出たゴミは種類を問わず必ず全てご自身でお持ち帰りください。

・近隣住民及び警察・市と連携し、不法投棄を確認した場合は、即座に警察へ通報いたします。

また、今後の出店は一切お断りいたします。

(12)電源の貸出はありません。発電機の使用は自己責任のもとご自身でご用意ください。

(13)イベント期間中エリア内は禁煙となります。

(14)青森港新中央埠頭エリアは、海風が他のエリアより強い傾向にあります。そのためタープテント等を使用の際は、3m×3m 1張りにつき100kg以上のウエイトに相当する強度でしっかりと固定してください。そのほかのエリアについても、ご自身で風対策に留意してください。

(15)排水・廃油等は各自で持ち帰り処分してください。くれぐれも会場内にある施設（青森港新中央埠頭ターミナルビル、公園、青森市役所本庁舎など）に排水はしないでください。

(16)調理を行う場合は、テント下に養生シートを敷き汚損しないように努めてください。万が一傷や汚れをつけた場合は、速やかに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従い原状回復に努めてください。

(17)火気器具を使用する場合は申請時にお知らせください。実行委員会が取りまとめ、消防署に「露店等の開設届出書」を提出します。また、消火器（粉末ABC消火器）を1本以上準備し、消防署の指導を遵守してください。ただし青森市役所本庁舎屋内では、火器の使用及び調理はできません。

(18)出店者用駐車場は、実行委員会で準備します。1店舗1台がご利用になれます。あらかじめ配布された駐車許可証を提示しご利用ください。ただし出店者用駐車場は会場から離れているため、会場付近への駐車をご希望の方はご自身の負担でご利用ください。実行委員会が許可した場所以外への駐車（違法駐車など）はしないでください。出店者用駐車場はマルシェ終了後1時間程度で施錠します。マルシェ終了後は速やかに出庫してください。

(19)駐車場内での事故・トラブルについては、実行委員会では一切の責任を負いません。

6.アンケートにご協力をお願い

マルシェ終了後、アンケート（売上申告、運営へのご意見等）を実施しますので、ご協力をお願いします。

7.開催中止について

以下に記した判断基準を超えると想定される場合は、開催日の前日の午前中までに中止の連絡を出店者へお知らせします。中止となった場合のエリアでの出店はできません。

また、急な天候悪化による災害が発生した場合や中止要請が出た場合は、その時点で中止となる場合があります。

以下の基準に該当しない場合は開催しますので、出店するしないは自らご判断ください。

中止の場合でも出店料の返金には一切応じかねます。あらかじめご了承ください。

- ・開催日直前に災害による被害が会場で発生し、開催困難な状況の場合
- ・自治体や警察から緊急事態が宣言され開催が困難な場合
- ・台風・強風等自然災害で被害が及ぶおそれがある場合
- ・時間雨量が20mmを超える予報の場合(大雨警報レベル)
- ・風速が15mを超える予報の場合(暴風警報レベル) *青森港新中央埠頭に関しては実行委員会の判断により中止となる場合があります。
- ・前線が近づいており気圧の谷が青森市付近にある場合(自治体や施設管理者に従う)
- ・青森地方気象台が震度5弱以上を観測及び津波注意報を発表した場合
- ・停電や市内の交通レベルの低下(液状化等)と市民生活への影響(物資の不足等)がでている場合

8.その他

当ガイドラインに記載の無い事項は、別途実行委員会と協議することとします。